

森林組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 5 月 1 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第107号

森林組合法施行細則の一部を改正する規則

森林組合法施行細則（昭和 53 年岩手県規則第 74 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(<u>仮理事</u>の選任及び役員選挙又は選任のための総会招集の請求)</p> <p>第9条の2 森林組合及び森林組合連合会の組合員、会員その他の利害関係人は、法第53条第1項（法第109条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、<u>仮理事</u>の選任を請求し、又は役員を選挙し、若しくは選任するための総会の招集を請求しようとするときは、<u>仮理事選任（役員選挙（選任）総会招集）請求書（様式第10号の2）</u>を知事等に提出しなければならない。</p> <p>(定款変更の認可の申請)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 前項の場合において、その変更が出資一口の金額の減少に係るものであるときは、前項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第66条第2項（法第100条第2項及び第109条第3項において準用する場合を含む。）の規定による手続を終了したことを証する書類</p> <p>(3) [略]</p> <p>(解散の届出)</p> <p>第13条 組合は、法第83条第1項第3号、第4号若しくは同条第4項（法第100条第4項において準用する場合を含む。）又は第108条の2第1項第3号、第4号、第6号、第7号若しくは同条第4項第3号の規定により解散したときは、解散した日から起算して2週間以内に次に掲げる書類を添えて、その旨を知事又は所管する局長に届け出なければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>登記簿抄本</u>（解散年月日並びに代表清算人の住所及び氏名を記載したもの）</p> <p>(3)～(7) [略]</p> <p>(代表清算人の就職届)</p>	<p>(<u>一時役員等の職務を行うべき者</u>の選任及び役員選挙又は選任のための総会招集の請求)</p> <p>第9条の2 森林組合及び森林組合連合会の組合員、会員その他の利害関係人は、法第53条第1項<u>又は第3項（これらの規定を法第109条第3項において準用する場合を含む。）</u>の規定に基づき、<u>一時役員若しくは代表理事の職務を行うべき者</u>の選任を請求し、又は役員を選挙し、若しくは選任するための総会の招集を請求しようとするときは、<u>一時役員（代表理事）の職務を行うべき者選任（役員選挙（選任）総会招集）請求書（様式第10号の2）</u>を知事等に提出しなければならない。</p> <p>(定款変更の認可の申請)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 前項の場合において、その変更が出資一口の金額の減少に係るものであるときは、前項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第66条第2項<u>又は第3項（これらの規定を法第100条第2項及び第109条第3項において準用する場合を含む。）</u>の規定による手続を終了したことを証する書類</p> <p>(3) [略]</p> <p>(解散の届出)</p> <p>第13条 組合は、法第83条第1項第3号、第4号若しくは同条第4項（<u>これらの規定を法第100条第4項において準用する場合を含む。）</u>又は第108条の2第1項第3号、第4号、第6号、第7号若しくは同条第4項第3号の規定により解散したときは、解散した日から起算して2週間以内に次に掲げる書類を添えて、その旨を知事又は所管する局長に届け出なければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>登記事項証明書</u>（解散年月日並びに代表清算人の住所及び氏名を記載したもの）</p> <p>(3)～(7) [略]</p> <p>(代表清算人の就職届)</p>

第14条 組合は、法第114条の規定により解散を命ぜられた場合において、代表清算人に係る登記を行ったときは、当該登記をした日から起算して2週間以内に次に掲げる書類を添えて、その旨を知事等に届け出なければならない。

(1) 登記簿抄本(代表清算人の就職年月日並びに住所及び氏名を記載したもの)

(2)～(4) [略]

(財産処分方法の承認に関する報告)

第15条 組合は、法第90条第1項(法第100条第4項及び第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定により財産処分の方法を定めて総会又は総代会の承認を得たときは、直ちに、次に掲げる書類を添えて、その旨を知事等に報告しなければならない。

(1)～(3) [略]

(合併の認可の申請)

第16条 組合は、法第84条第2項(法第100条第4項及び第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定により合併の認可を申請しようとするときは、合併認可申請書(様式第14号)に、次に掲げる書類を添えて、知事等に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 法第84条第4項(法第100条第4項及び第109条第5項において準用する場合を含む。)において準用する法第66条第1項に規定する財産目録(以下この号において「財産目録」という。)及び貸借対照表(非出資組合又は非出資連合会にあっては、財産目録)並びに法第84条第4項(法第100条第4項及び第109条第5項において準用する場合を含む。)において準用する法第66条第2項及び第67条第2項の規定による手続を終了したことを証する書類

(5)～(8) [略]

2 [略]

3 [略]

第14条 組合は、法第114条の規定により解散を命ぜられた場合において、代表清算人に係る登記を行ったときは、当該登記をした日から起算して2週間以内に次に掲げる書類を添えて、その旨を知事等に届け出なければならない。

(1) 登記事項証明書(代表清算人の就職年月日並びに住所及び氏名を記載したもの)

(2)～(4) [略]

(財産処分方法の承認に関する報告)

第15条 組合は、法第90条(法第100条第4項及び第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定により財産処分の方法を定めて総会又は総代会の承認を得たときは、直ちに、次に掲げる書類を添えて、その旨を知事等に報告しなければならない。

(1)～(3) [略]

(合併の認可の申請)

第16条 組合は、法第84条第2項(法第100条第4項及び第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定により合併の認可を申請しようとするときは、合併認可申請書(様式第14号)に、次に掲げる書類を添えて、知事等に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 法第84条第4項(法第100条第4項及び第109条第5項において準用する場合を含む。)において準用する法第66条第1項に規定する財産目録(以下この号において「財産目録」という。)及び貸借対照表(非出資組合又は非出資連合会にあっては、財産目録)並びに法第84条第4項(法第100条第4項及び第109条第5項において準用する場合を含む。)において準用する法第66条第2項又は第3項及び第67条第2項の規定による手続を終了したことを証する書類

(5)～(8) [略]

2 森林組合及び森林組合連合会は、前項の場合において、その合併が理事会において議決されたものであるときは、前項各号(第3号を除く。)に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 理事会の議事録謄本

(2) 法第84条の2第3項の規定による手続を終了したことを証する書類

(3) 法第84条の2第4項の規定による反対の意思の通知が行われなかったことを証する書類

3 [略]

4 [略]

(登記の届出)

第19条 組合は、次の各号のいずれかに該当した場合は、その該当した日から起算して2週間以内に、その旨を記載した書類に当該各号に掲げる書類を添えて、知事等に届け出なければならない。

- (1) 設立の登記をしたとき。 登記簿謄本
- (2) 合併の登記をしたとき。 登記簿謄本、合併に伴う事務引継書の写し及び事務引継ぎについての監事の証明書
- (3) 解散の登記をしたとき（法第83条第1項第3号から第5号まで、同条第4項（法第100条第4項において準用する場合を含む。）並びに第108条の2第1項第3号から第7号までの規定により解散した場合を除く。）。 登記簿抄本（解散年月日並びに代表清算人の住所及び氏名を記載したもの）
- (4) 清算終了の登記をしたとき。 登記簿抄本及び清算総会の議事録謄本

様式第10号の2（第9条の2関係）

年 月 日

岩手県知事 様
(広域振興局長)

森林組合等の住所
森林組合等の名称
組合員（利害関係人）住所

氏 名 ㊟

仮理事選任（役員選挙（選任）総会招集）請求書

森林組合法第53条第1項の規定に基づき、仮理事の選任（役員を選挙（選任）するための総会の招集）を請求します。

1 役員~~の職務を行う者がなくなった年月日及びその理由~~

2・3 [略]

備考1 [略]

2 森林組合連合会が請求する場合にあつては、「組合員」を「会員」と、「第53条第1項」を「第109条第3項において準用する同法第53条第1項」と記載してください。

(A4)

(登記の届出)

第19条 組合は、次の各号のいずれかに該当した場合は、その該当した日から起算して2週間以内に、その旨を記載した書類に当該各号に掲げる書類を添えて、知事等に届け出なければならない。

- (1) 設立の登記をしたとき。 登記事項証明書
- (2) 合併の登記をしたとき。 登記事項証明書、合併に伴う事務引継書の写し及び事務引継ぎについての監事の証明書
- (3) 解散の登記をしたとき（法第83条第1項第3号から第5号まで、同条第4項（法第100条第4項において準用する場合を含む。）並びに第108条の2第1項第3号から第7号までの規定により解散した場合を除く。）。 登記事項証明書（解散年月日並びに代表清算人の住所及び氏名を記載したもの）
- (4) 清算終了の登記をしたとき。 登記事項証明書及び清算総会の議事録謄本

様式第10号の2（第9条の2関係）

年 月 日

岩手県知事 様
(広域振興局長)

森林組合等の住所
森林組合等の名称
組合員（利害関係人）住所

氏 名 ㊟

一時役員（代表理事）の職務を行うべき者選任（役員選挙（選任）総会招集）請求書

森林組合法第53条第1項（第3項）の規定に基づき、一時役員（代表理事）の職務を行うべき者の選任（役員を選挙（選任）するための総会の招集）を請求します。

1 役員（代表理事）の職務を行う者がなくなった年月日及びその理由

2・3 [略]

備考1 [略]

2 森林組合連合会が請求する場合にあつては、「組合員」を「会員」と、「第53条第1項（第3項）」を「第109条第3項において準用する同法第53条第1項（第3項）」と記載してください。

(A4)

様式第11号（第10条関係）

[略]

添付書類

1～5 [略]

6 法第66条第2項（法第100条第2項及び第109条第3項において準用する場合を含む。）の規定による手続を終了したことを証する書類

7 [略]

[略]

様式第14号（第16条関係）

[略]

添付書類

1～8 [略]

9 [略]

10 [略]

11 [略]

注1 [略]

2 9から11までの添付書類は、総代会で議決を行い、総会の招集の請求がなかった場合のみ必要です。

[略]

様式第11号（第10条関係）

[略]

添付書類

1～5 [略]

6 法第66条第2項又は第3項（これらの規定を法第100条第2項及び第109条第3項において準用する場合を含む。）の規定による手続を終了したことを証する書類

7 [略]

[略]

様式第14号（第16条関係）

[略]

添付書類

1～8 [略]

9 理事会の議事録

10 法第84条の2第3項の規定による手続を終了したことを証する書類

11 法第84条の2第4項の規定による反対の意思の通知が行われなかったことを証する書類

12 [略]

13 [略]

14 [略]

注1 [略]

2 9から11までの添付書類は、理事会で議決を行った場合のみ必要です。

3 12から14までの添付書類は、総代会で議決を行い、総会の招集の請求がなかった場合のみ必要です。

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の森林組合法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する請求書又は申請書について適用し、同日前に提出した請求書又は申請書については、なお、従前の例による。
- 3 この規則による改正前の森林組合法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。